

小山市土木工事における週休2日制工事要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事に関する事項を定めるものである。

(週休2日制工事)

第2条 週休2日制工事とは、現場閉所による週休2日工事の総称をいう。

(現場閉所による週休2日工事)

第3条 現場閉所における週休2日工事とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（8月14日～16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所の評価は、以下の各号の状態によるものとする。

(1) 完全週休2日

対象期間において、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号（以下、「祝日に関する法律」という））に規定する休日を現場閉所した場合とする。

(2) 月単位週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認める状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%（8日/28日）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象とする工事は、以下を除く全ての工事とする。

(1) 工期が1箇月未満の工事

(2) 緊急対応が必要な工事（応急仮工事、応急本工事等）や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(発注方式)

第5条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が契約締結後工事着工日（工期の始期日）までに発注者に対して週休2日工事に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

(発注者指定型の協議)

第6条 受注者は、工事着手日（工期の始期日）の2日前までに「様式-1」により、計画する現場閉所の状態を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに「様式-2」により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所の状態は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

(受注者希望型の協議)

第7条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、工事着手日（工期の始期日）の2日前までに「様式-1」により、計画する現場閉所率を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに「様式-2」により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所の状態は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないこととする。

(週休2日制工事の実施)

第8条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告する。

また、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、該当作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した休日取得計画書及び実施書を、速やかに監督員に提出すること。

(履行実績の確認)

第9条 受注者は、栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

(発注者の配慮)

第10条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第11条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

R7. 3 までに検査するもの

現場閉所率（現場閉所日数/対象期間）	発注者指定型	受注者希望型
4週8休（28.5%＝8日/28日）以上	3点	3点
4週7休（25.0%＝7日/28日）以上4週8休未満	減点なし	2点
4週6休（21.4%＝6日/28日）以上4週7休未満		1点
4週6休未満	－1点 （受注者の責の場合）	減点なし

R7. 4 以降に検査するもの

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	3点	3点
月単位週休2日	2点	2点
通期の週休2日	加点なし	1点
通期の週休2日未満	－1点 （受注者の責の場合）	減点なし

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 加点は、現場閉所の実績に応じた加点を行う。

※3 評定方法については、起工日にかかわらず完成検査時点の週休2日制工事実施要領によるものとする。

(経費の補正)

第12条 経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価方式及び土木工事標準単価方式における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領 別表1、別表2及び別表3に示すとおり補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、通期の週休2日未満の場合は補正しない。

3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(1) 発注者指定型

現場閉所の状態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日	1.04	1.02	1.03	1.05
月単位週休2日				
通期の週休2日	1.02	1.02	1.02	1.03
通期の週休2日未満	補正なし			

※1 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で通期の週休2日を計上し、現場閉所の実績に応じて補正分を増額または減額して契約変更する。

※2 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価Ⅱ労務(49種)及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(2) 受注者希望型

現場閉所の状態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日	1.04	1.02	1.03	1.05
月単位週休2日				
通期の週休2日	1.02	1.02	1.02	1.03
通期の週休2日未満	補正なし			

※1 受注者希望型の経費の補正は、「様式-1」で選択した目標とする現場閉所の状態によらず、現場閉所の実績により補正する。

※2 受注者希望型の経費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

※3 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価Ⅱ労務(49種)及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(発注者指定型による発注手続)

第13条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項は別に定める。

2 この要領の適用は、令和6年12月1日以降に起工決議する工事からとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

様式－１)

週休２日制工事の実施に係る協議書

() 年 月 日

小山市市長

様

住 所
商号又は名称

代表者の氏名

印

小山市土木工事における週休２日制工事要領第６・７条に基づき、下記工事の週休２日制の実施について希望したく協議します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	() 年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 () 年 月 日 完成 () 年 月 日
計画する現場閉所の状態 ※ １． ～ ３． のいずれかを選択	１． 完全週休２日 ２． 月単位週休２日 ３． 通期の週休２日

(様式-2)

週休 2 日制工事の実施に係る承諾書

() 年 月 日

(受注者名) 様

小山市市長
印

令和（ ）年 月 日付けで協議のあった下記工事の週休2日制の実施について承諾します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	() 年 月 日
請 負 額	¥
工 期	着手 () 年 月 日 完成 () 年 月 日
承諾する現場閉所の状態 ※ 1. ～ 3. のいずれかを選択	1. 完全週休 2 日 2. 月単位週休 2 日 3. 通期の週休 2 日